



目次

規 則	ページ
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県脱炭素社会推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (5件) ()	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 ()	2
○土地改良事業の計画変更の認可 (山田堰井筋土地改良区) ()	2

規 則

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第55号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (令和5年高知県条例第17号) 附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和5年5月20日とする。

訓 令 公 営 企 業 局 訓 令 教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第5号 高知県公営企業局訓令第1号 高知県教育委員会訓令第4号

本 庁 各 出 先 機 関 公 営 企 業 局 本 局 公 営 企 業 局 各 事 業 所 公 営 企 業 局 各 病 院 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県脱炭素社会推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司 高知県公営企業局長 笹岡 浩 高知県教育長 長岡 幹泰

高知県脱炭素社会推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県脱炭素社会推進本部設置規程 (高知県訓令第10号 企業局訓令第4号) の一部を次のように改正する。

委員訓令第8号) の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「林業振興・環境部環境計画推進課企画監」を「林業振興・環境部環境計画推進課課長補佐 (カーボンニュートラル推進担当)」に改める。

別表第2中「公営企業局次長 (総括)」を「公営企業局次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年5月12日から施行する。

告 示

高知県告示第281号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名 安芸郡芸西村

善 万 修 身

渡 辺 日 出 夫 堀 川 良 祐

(2) 加入区の名称

芸西加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合芸西支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年5月12日から同月26日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合芸西支所

高知県告示第282号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年4月20日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量 (数値撮影 (デジタル)、写真地図作成、数値地形図データ更新)

2 作業期間

令和5年4月10日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

高知市全域

高知県告示第283号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和4年11月高知県告示第862号 (公共測量の実施の通知) で告示した公共測量が令和5年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第284号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和4年12月高知県告示第892号 (公共測量の実施の通知) で告示した公共測量が令和5年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第285号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年2月高知県告示第48号 (公共測量の実施の通知) で告示した公共測量が令和5年2月22日に終わった旨の通知があったので、測量法

（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第286号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和5年3月高知県告示第130号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月20日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第287号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和5年3月高知県告示第131号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年5月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町頓定字幸瀧588番1から香美市物部町頓定字下平571番4まで	前	3.8 }	316
	後	14.8 }	
		14.2 }	316
		35.2 }	

高知県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年5月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八幡大津
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町常通寺島字中沢83番7から南国市岡豊町常通寺島字中沢73番6まで	前	7.8 }	83
	後	13.8 }	
		9.8 }	83
		15.9 }	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中土佐町久礼土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の出出があった。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	山添 道生	高岡郡中土佐町上ノ加江5338番3地
〃	原 昭延	〃 〃 〃 1021番地2
〃	政岡 隆範	〃 〃 〃 1768番地、1769番地
〃	越 美喜夫	〃 〃 〃 2067番地
〃	松丸 博章	〃 〃 〃 1432番地
〃	松丸棋一郎	〃 〃 〃 1443番地
〃	佐竹 明広	〃 〃 〃 1536番地
〃	山崎 正明	〃 〃 〃 久礼4601番地5
監事	政岡 博志	〃 〃 〃 2416番地
〃	黒原 昭一	〃 〃 〃 1963番地7
(就任)		
理事	山添 道生	高岡郡中土佐町上ノ加江5338番3地
〃	原 昭延	〃 〃 〃 1021番地2
〃	政岡 隆範	〃 〃 〃 1768番地、1769番地

〃	越 美喜夫	〃 〃 〃	2067番地
〃	松丸 博章	〃 〃 〃	1432番地
〃	松丸棋一郎	〃 〃 〃	1443番地
〃	佐竹 明広	〃 〃 〃	1536番地
〃	山崎 正明	〃 〃 〃	久礼4601番地5
監事	政岡 博志	〃 〃 〃	2416番地
〃	出来 由美	〃 〃 〃	上ノ加江538番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北土地改良区の定款の変更を令和5年4月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、山田堰井筋土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を令和5年4月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月12日

高知県知事 濱田 省司